

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準

制定 平成16年3月19日

(趣旨)

第1条 外国人の子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題として市町村が取り組んでいる場合、その地域に所在する、主として我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒等を対象としている教育施設（以下「外国人学校」という。）の私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可等については、関係法令及び私立各種学校設置認可等審査基準（以下「審査基準」という。）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

第2条 各種学校の認可を受けることのできる外国人学校は、本国政府又は教育課程を評価する公的機関等から、教育を行う施設としての認可等を受け、その認可内容を遵守した教育が実施されているものであること。

2 学校規模にふさわしい必要な生徒数の確保について、確実な見込があること。

(施設)

第3条 校舎その他の施設は、市町が地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合であつて、教育上支障がないことが確実と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当しているときは、審査基準第10条第2項の規定にかかわらず、借用を認めることとする。

(1) 国又は地方公共団体からの借用であること。

(2) 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による借家権が設定され、当該借家権が登記されていること。

2 前項の施設の借用にあつては、所有者との間に、外国人学校設置後20年以上にわたって使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されていること。

(運用資金)

第4条 設置予定者が校地及び校舎のいずれも自己所有しない場合は、審査基準第16条第1項第1号の規定にかかわらず、審査基準第20条第1項に規定する設置認可申請時において、開設年度の経常的経費の2分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。

2 各種学校設置認可前の施設の経営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況において、当該施設の所在する市町が、当該施設に在籍する者の適切な就学を維持し、当該施設を認可後20年以上にわたって運営するための必要な措置を講ずることを明確にしている場合は、前項の規定は適用しない。

(会計帳簿)

第5条 私立学校法第47条第1項に規定する計算書類及びその他会計帳簿の作成は、日本語又は当該学校の母国語に日本語を併記したものとすること。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月14日から施行する。